

真野小学校 P T A 会則 R5.10.5 改正

第 I 章 総 則

- 第 1 条 この会は、真野小学校 P T A と称し、事務局を真野小学校におく。
- 第 2 条 この会は、会員の協力によって教育を振興し、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- 1 学校教育の研究並びに児童の活動などの助成に関する活動
 - 2 会の趣旨や活動内容の広報に関する活動
 - 3 学校教育の環境整備に関する活動
 - 4 児童の家庭並びに近隣における安全に関する活動
 - 5 その他、本会の目的達成に必要な活動
- ※ 有志で実行委員会を立ち上げて会を企画し、事務局の承認を得た上で、任意参加の活動を行うことができる。その場合の費用は、参加者負担を基本とする。ただし、全校規模の活動など、内容によっては、協議の上、PTA 費から補助を出すことを認める。

第 II 章 組 織

- 第 4 条 この会は、真野小学校の児童の保護者と教職員をもって組織する。
- 第 5 条 この会には、次の役員をおく。
- | | | | |
|---|-------|-------------------------|--------------|
| 1 | 会 長 | 1 名 | } 本部役員 (5 名) |
| 2 | 副 会 長 | 3 名 (保護者 2、本校校長) | |
| 3 | 会 計 | 1 名 (本校教頭) | |
| 4 | 専門委員 | 若干名 (それぞれの委員会に正副委員長を置く) | |
- (1) 広報 (2) 環境整備 (3) 生活安全
- 5 学年委員 各学年 2 名
- 第 6 条 この会には、顧問 (前年度会長) をおくことができる。
- 第 7 条 役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長は、この会を代表して一切の会務を統理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐する。保護者 2 名は、会計監査を兼務する。
 - 3 会計は、本会事業の企画に参加し、事務職員と連携し会計事務を行う。
 - 4 専門委員は、それぞれの委員会事業の企画・運営を行う。
 - (1) 広報委員は、会の趣旨や活動内容の広報に関する活動を行う。
 - (2) 環境整備委員は、学校の環境整備に関する活動を行う。
 - (3) 生活安全委員は、児童の安全な生活に関する活動を行う。
 - 5 学年委員は、学年会計の監査及び必要に応じて学年の補佐を行う。
 - 6 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。
- 第 8 条 役員及び顧問の任期は 1 か年とする。ただし再任を妨げない。補欠の者は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 役員を選出について
- 会長、副会長、専門委員は、前年度の 10 月頃に全学年から立候補を募る。立候補が多い場合は、立候補者に連絡を取り調整する。立候補がない場合は、翌年最高学年となる 5 年保護者を対象に集会を開き、その中から選出する (選出方法は学年に一任)。
- 学年委員は、4 月に当該学年から募る。立候補が多い場合は、立候補者に連絡を取り調整する。立候補がない場合は、学年懇談会で選出する (選出方法は学年に一任)。

第三章 機 関

第10条 この会に、次の機関をおく。

1 総会（毎年4月、3月）

事業計画、役員改選、会計庶務の報告、その他必要なことについて審議決定する。但し必要があれば臨時に総会を開くことができる。以上の内容は、書面決議とする場合もある。

2 会計監査会（毎年度末）

本会事業の会計監査は2月、学年会計の監査は3月に行う。

3 役員会（随時）

事業の企画運営にあたる。

第四章 会 計

第11条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会費徴収額については、総会で決める。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 附 則

第13条 この会の会則変更は総会の決議により会員の過半数をもって決し、同数の場合は議長の決めることに従う。

この会則は、昭和34年3月19日制定実施する。

昭和57年3月16日改正施行 平成元年3月17日改正施行

平成8年2月3日改正施行 平成16年3月5日改正施行

平成22年4月17日改正施行 令和5年10月5日改正施行

真野小学校PTA会則施行内部規定

1 慶 弔

- (1) 児童が病気等のため、長期に（1か月以上）入院または療養するとき、見舞金として3,000円をおくる。
- (2) 会員またはそれに準ずる者（児童の父母または保護者、職員）が死亡したときは、香典として5,000円をおくる。
- (3) 会員が災害により家屋を喪失または被害を受けたときは、見舞金をおくる。見舞金については、その状況により本部役員会で決定する。
- (4) 真野小学校の職員の家族（配偶者または子）が死亡したときは、香典として5,000円をおくる。
- (5) その他の事情があるときは、本部役員会で協議し決定する。

2 旅 費

- (1) PTA会員が研修等に参加した場合、会費より旅費を支給する。
- (2) 旅費、日当は現金支給とする。旅費は1kmあたり20円で支給する。日当は、1日1,500円とする。半日の場合は、750円とする。

3 改 廃

この内部規定は、社会情勢の変化やその他の必要に応じて、本部役員会で検討し改正する。

4 附 則

この内部規定は、平成25年2月12日より実施する。

平成28年11月9日改正施行 令和元年11月6日改正施行

令和5年10月5日改正施行